

8 経営体育成支援事業

【4, 663 (6, 346) 百万円】

対策のポイント

地域の中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）に対し農業用機械等の導入を支援します。

<背景／課題>

農業の持続的発展を確保しつつ、国民への食料の安定供給を図っていくためには、人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の経営発展を支援していくことが重要です。

政策目標

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の育成

<主な内容>

本事業は、都道府県や市町村が人・農地プランの状況等を踏まえて予算を配分する間接補助方式で実施します。

1. 融資主体補助型

中心経営体等（重大な気象災害による被災農業者を含む。）が融資等を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。その際、過去に融資により顕著な経営改善の効果のあった者に対しては、優先的に配分されるように措置します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援します。

補助率：融資残額（3/10上限）、定額
事業実施主体：市町村

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

補助率：1/2以内（4,000万円上限）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148（直））]